

お知らせ

1月の納税

(保険料を含む)

- 市 県 民 税 ④
- 国民健康保険税 ⑧
- 介護保険料 ⑦
- 後期高齢者医療保険料 ⑦

イベント

第46回 津久見市文化祭

▼日時 1月21日(土)・22日(日)

展示 10時～

芸能 開場11時～
開演12時～

▼場所 津久見市民会館

▼入場料 500円

(2日間共通)

▼問い合わせ先
文化協会事務局

☎82-6184



NPO法人きつり☆つくみ 冬の星空・宇宙塵観察

▼日時 1月28日(土)

14時～20時30分

▼場所 網代島、日代中学校グラウンド

▼内容 宇宙塵観察、星空観察、キャンプファイヤー等

▼講師 福岡教育大学名誉教授 平井 正則氏 ほか

▼参加者 小中学生(保護者同伴)

一般 計60人

参加料 一般 1,000円
小中高生 500円

▼持参品 防寒着、寝袋、毛布など寒さ対策

▼申込・問い合わせ先 黒田浩之行政書士事務所

☎090(7463)2114

映画のお知らせ

お誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。

▼映画 「徘徊 ママリン 87歳の夏」

▼開催日 1月12日(木)

▼上映時間 18時30分～

▼開場 17時30分

▼場所 津久見市民会館

▼入場料 無料

▼問い合わせ先

長寿支援課 ☎82-9533

第8回「つくみ朝市」

「地産地消」を推進するため、「つくみ朝市」を開催します。また、フリーマーケット等も募集します。

▼日時 1月8日(日) 9時～

▼場所 つくみ公園内「コンテナ293号」

▼主催 つくみ朝市実行委員会

▼問い合わせ先

☎090(1516)6122 (樋口)



おおいた県南地域 若者サポートステーション

15歳～39歳までの 若者の就職を応援します!

津久見出張相談 第2・4木曜日 10時～12時

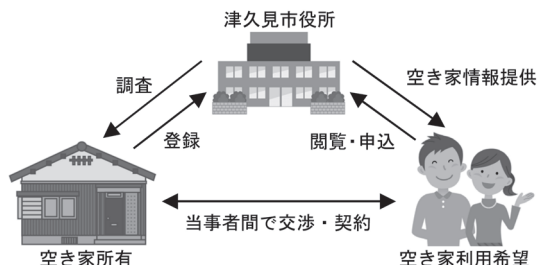
津久見ふるさとハローワーク ☎82-8609

おおいた県南サポステ ☎0972-28-6117

『空き家バンク制度』のご紹介

「空き家バンク」に登録して 空き家を有効活用しませんか??

空き家バンク制度とは、空き家を貸したい・売りたい所有者と空き家を借りたい・買いたい利用者を結びつける制度で、登録された空き家情報を津久見市のホームページで公開し、広く情報提供するものです。



空き家は適切な管理を行わず、放置続けると、倒壊・火災・防犯・衛生面などで周囲に悪影響を及ぼします。

空き家の有効活用は定住促進にもつながりますので、活用可能な空き家をお持ちの方は空き家バンクや不動産業者への登録など、積極的な活用を検討しましょう。

住宅に関する3つの補助金

【① 移住者居住支援事業補助金】

津久見市へ平成28年4月1日以降に転入した方、またはこれから津久見へ転入される方に補助金を交付する。

(補助金の種類)①仲介手数料 ②家財処分 ③新築・住宅購入 ④住宅改修 ⑤引越し補助 ⑥移住奨励金

【② 新婚・移住子育て世帯家賃補助金】

市内の賃貸住宅に入居する新婚世帯、もしくは中学生以下の子どもがいる世帯で市外から市内の賃貸住宅に入居する世帯に対して、最長2年間の家賃補助(月額上限1万円)を行う。 ※新婚世帯は市外からの転入者がいれば1人につき5千円加算

【③ 新築奨励・市内消費喚起事業】

市内で新築して1年以内の住宅、もしくは空き家バンク物件を取得した方に対して市内で使える商品券(上限20万円)を交付する。 ※中学生以下の子どもがいる場合は5万円加算

(補助対象経費)①新築費用 ②備品等購入経費 ③新築・空き家バンクの購入・改修経費 ※市内業者を使用したものに限る

※対象要件がありますので、詳細はご連絡ください。
※市のHPにも要件を載せておりますのでご確認ください。

●問い合わせ先 / 政策企画課 ☎82-2655

相談

行政相談所開設

困ったら一人で悩まず、まずは行政相談委員にご相談ください。

▼日時 1月18日(水) 10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室 (ハローワーク隣)

▼行政相談委員 高野修

▼問い合わせ先 行政相談委員事務局

☎82・9510

無料法律相談

県司法書士会では、借金などのトラブルや認知症の方へのサポートなど、法律相談を開催いたします。(要予約)

▼日時 1月26日(木) 13時～16時

▼場所 市役所会議棟会議室 (ハローワーク隣)

▼問い合わせ先

市民生活課 ☎82・2008

消費者の皆さん 困っていませんか？

振り込め詐欺や悪質商法により被害にあう人が絶えません。困ったときは早めにご相談ください。

▼1月の相談日時 4日・11日・18日・25日 10時～16時

場所 市民生活課内 相談室

▼問い合わせ先

市民生活課 ☎82・2008

【相談専用電話】

☎070(5412)0209

大分県行政書士会 無料相談会

毎月第3月曜日

遺言・相続・生活や老後の心配事などの相談に応じます。

▼日時 1月16日(月) 13時～15時

▼場所

市民ふれあい交流センター

▼問い合わせ先

大分県行政書士会事務局

☎097(537)7089

大分県交通事故相談

人身事故や物損事故など交通事故の相談に応じます。

▼日時 平日(土・日・祝日を除く) 8時30分～17時15分

▼場所 大分県庁舎別館5階

※毎月第1火曜日に南部振興局でも実施

(10時～15時 要予約)

▼問い合わせ先

交通事故相談所

☎097(506)2166

不動産のもめ事で 困っていませんか？

宅地建物の取引や借家に関する相談所を開設いたします。

▼日時 1月10日(火) 10時～12時

▼場所 津久見商工会議所 1階相談室

▼問い合わせ先

(社)大分県宅地建物取引業協会 白津支部

☎62・5676

悩まずどんとこい 労働相談

解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについての相談をお受けします。

▼日時 2月1日(水)～7日(火) 平日 9時～20時 土・日 9時～17時

▼相談の方法

電話相談(相談専用ダイヤル)

☎097(536)3650

来所相談

大分県労働委員会事務局

▼問い合わせ先

大分県労働委員会事務局

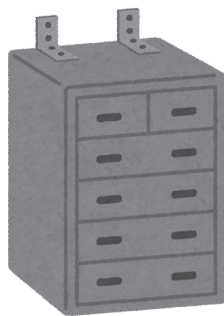
☎097(506)5251



ある防災士のひとりごと

災害のない一年となりますように

新しい年を迎え、改めていつ発生してもおかしくない南海トラフ巨大地震発生時に、あわてることが少ないように日頃の備えを再確認「家具の配置・家具固定・家の周囲を安全に・家の耐震チェック・非常持ち出しに備蓄品・家族との連絡方法」等がまだの方は、地区の自主防災会、防災士などに相談し、早々に備えをしましょう。



入船区避難誘導訓練



11月27日、雨の中、入船区自主防災会では区民を対象に、避難誘導訓練、心肺蘇生法、炊出しなどの防災訓練を行いました。

●問い合わせ先 / 総務課 行政・防災・財務班 ☎82-4111(内線242)

その他のお知らせ

市税等の納付窓口開設

仕事等により金融機関や市役所窓口で納税等のできない方を対象に、税務課の収納窓口を開設しますのでご利用ください。

▼開設日時 1月12日(木) 1月26日(木)

17時～20時

※納税以外の相談や申告については対象外です。

▼問い合わせ先 税務課収納対策班

☎82-9512

クリーンスタッフ養成講習

▼対象者 就職を希望する55歳以上の方(ハローワークの求職番号が必要です)

▼募集期間 1月30日(月)まで

▼実施期間

2月7日(火)～17日(金)の間

8日間

▼場所 三余館(佐伯市)

▼募集人員 15名(選考あり)

▼受講料 無料

▼申込・問い合わせ先

白津地域シルバー人材セン

ター津久見支所

☎82-3805

地域のチカラ(入船地区)

「100歳の祝福 松下マスさん」



11月28日に、100歳の誕生日を迎えられた松下マスさんをお祝いに、川野市長が「養護老人ホームしおさい」へ訪問しました。施設では食事の好き嫌いもなく、新聞を読んだり、日なたぼっこをしたりして毎日楽しく過ごしています。いつまでもお元気で。

公営住宅入居者募集

住宅名	部屋	間取り等	家賃(円)	摘要
市 営 千怒A (千怒)	(4階) 11号	3DK S46築	8,700 ～ 17,100	単身入居 可能
市 営 長野A (上青江)	(2階) 3号	3DK S45築	8,000 ～ 15,700	単身入居 可能
県 営 県営立花 (中田)	(5階) 51L号	3DK S54築	16,900 ～ 33,200	単身入居 不可

※高齢者(60歳以上)・障がい者に該当する方は、「単身入居不可」の住宅にも単身で申し込みをすることができます

●募集締切 / 1月25日(水) 17時

●申込場所 / 市民生活課

●入居者決定 / 審査の上、適格者多数の場合は抽選

●入居可能時期 市営は2月中旬、県営は2月下旬。

●問い合わせ先 / 都市建設課 ☎82-9515

来年度の鳥獣侵入防止柵の事前要望を受け付けます

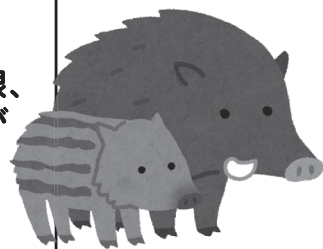
津久見市鳥獣害防止対策協議会では、国の交付金事業を活用し、平成27年度までに総延長206kmもの鳥獣侵入防止柵を設置しておりますが、まだまだ対策が十分ではありません。

できるだけ早めに要望を取りまとめて国に働き掛けるため、鳥獣侵入防止柵の事前要望を受け付けます。

●対象者：受益農家が3戸以上集まれば、申し込みできます。

●対象地：農地が全て隣接している必要はありませんが、尾根、川、谷などで区切られた一体の区域内であることが必要です。家庭菜園は対象外です。

●期限：平成29年1月31日(火)



◆申請したからといって、来年度、全てに鳥獣侵入防止柵が設置できるわけではありません。中山間直接支払等交付金制度の農地や認定農業者の農地、受益面積などで優先順位が決まります。また、設置については、受益農家の方たちで設置していただくようになります。

●問い合わせ先 / 農林水産課 ☎82-9514

市民図書館「新刊案内」

☆天を灼く……………あさの あつこ

☆梅もどき……………諸田 玲子

☆継続捜査ゼミ……………今野 敏

☆さよさんの「時短家事」スタイル……………小西 紗代

☆天子蒙塵(一)……………浅田 次郎

☆年をとってもちぢまないまらない
……………船瀬 俊介

☆挑戦 小池百合子伝……………大下 英治

☆恋のゴンドラ……………東野 圭吾

このほかにも週一回のペースで本を購入しています。

市民図書館 年末年始休館日のお知らせとお願い

12月28日(水)～1月4日(水)まで休館となります。お間違いないようお願いいたします。
なお、休館中の返却は、玄関横の「ブックポスト」をお願いいたします。

●問い合わせ先 / 市民図書館

☎85-0080

政治家の寄附は禁止、 有権者が求めることも 禁止されています。

三ない運動 贈らない! 求めない! 受け取らない!

TOPICS

「津久見市教育委員会委員」

佐藤裕子さん

高司龍二さん



12月議会において、「津久見市教育委員会委員」に佐藤裕子さん、高司龍二さんが選任されました。
平成28年12月7日から、4年間ご活躍していただきます。

2012年に人口問題研究所が行った「生活と支え合いに関する調査」では、所得が低いほど「頼れる家族・親族がいる」の割合が低く、「頼れる人はいない」又は「人には頼らない」と回答する割合が高くなっています。その背景には、仕事を掛け持ちしても収入が低く、家族とのだんらん・地域での交流がもてにくくなっている家庭の実態があります。近年、離婚率が30%を超え、世帯収入122万円未満(貧困家庭)の割合が、ひとり親家庭の54・6%にもなっています。貧困は経済面だけでなく、子どもの荒れにも影響を及ぼしています。そこで、そのような家庭の子どもを支援するため、教師の宮原さんが中心になって『子じかネット

○「子じかネット大分(子ども)の時間ネットワーク大分」の活動(一般社会法人)

12月の市報でお知らせした『子ども食堂』の活動以外にも「支援が必要な子ども」と交流している取り組みがあります。今回はそのような活動を紹介します。

じんけんふれあいシリーズ³³
ともに生きる喜びを実感できる
地域社会の実現

ト「子どもの時間ネットワークおおいた」が生まれました。活動概要として「子どもが安心できる生きやすい社会を!」両親の離婚や別居を経験している子どもたちのサポート「離婚や別居を経験した親たちのサポート」をあげています。具体的な活動としては、①学習支援：毎週木曜日17時30分から19時(参加費100円)、②軽食作り：月一回(参加費200円)、③体験活動：不定期(川遊び、乗馬体験、キャンプなど)、④面会交流支援：保護者支援：色々な相談にのる(親とメンバーが仲良くなり絆を作る)、を5人のメンバーで行っています。この活動で子ども達が少しずつ明るくなりはじめ、「頼れる人はいない」又は「人には頼らない」と思っていた親たちの気持ちも段々変わり、少ない時間ではあるが色々な話もできるようになったと代表者は話していました。





▼問い合わせ先
契約検査室 ☎ 82-4127

※建設工事業者については、平成28年1月、2月に定期受付をした方は申請の必要はありません。

○物品・施設管理業務

2月1日(水)～2月28日(火)

〈物品関係〉

2月1日(水)～2月28日(火)

○県外業者および建設コンサルタント業者

1月4日(水)～1月31日(火)

○県内業者

〈建設工事関係〉

▼受付期間

までお問い合わせください。

詳しくは、「津久見市ホームページ」を「らん頂くか、左記

左記期間に行います。

物品・施設管理業務)受付を

事・建設コンサルタント等・

札参加資格審査申請(建設工

平成29年度津久見市競争入

津久見市競争入札

参加資格審査申請

年金だより

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。このうち「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、「老齢年金」を受け取られている方全員に源泉徴収票を送付します。源泉徴収票は、年金以外に給与収入があり税務署で確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

国民年金保険料の一部免除が承認されたら

Q. 国民年金保険料を納付するのが難しかったため、免除の手続きをしました。

そのあと『免除』と承認されたのに、納付書が届いたり電話や文書で催告がきますがどうしてでしょうか？

A. 保険料の一部が免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)と承認された場合は、減額された残りの保険料を納付しなければ『免除』とはなりません。減額された残りの保険料を納付しないまましていると『未納』となり、一部免除が無効となってしまいます。そのため、将来の老齢基礎年金の計算に含まれないだけでなく、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、必ず納付をお願いします。

●問い合わせ先 / 佐伯年金事務所 ☎ 0972-22-1970

津久見幹部交番からのお知らせ

津久見幹部交番勤務員一同、本年も安全で安心な津久見市のために頑張っています。
本年も、よろしくお願いします。

本年の主な目標 3点

①運転者および歩行者の交通安全マナーの向上

道路交通法を遵守し、交通弱者への配慮をお願いします。

②防犯意識の向上

自転車や玄関の鍵かけなど被害に遭わない対策を心がけましょう。

③特殊詐欺対策の推進

市報や警察広報紙その他チラシなど、注意喚起を呼びかける情報に目を通してください。

あけましておめでとうございます



市民の皆様も交番とともに特殊詐欺被害ゼロ・死亡事故ゼロの1年をめざしましょう

●問い合わせ先 / 津久見幹部交番 ☎ 82-2131